

茨城県食の安全・安心委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、「茨城県食の安全・安心委員会」(以下「委員会」という。)の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は次の事項について検討する。

- (1)「茨城食の安全・安心対策連絡会議」における検討結果に関すること
- (2)食品の生産から消費に至る過程の安全・安心確保対策に関すること
- (3)食品の安全・安心確保に係る消費者、生産者、食品営業者等相互の理解と協力に関すること
- (4)その他食品等の安全・安心確保対策を進めるうえで必要となる事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1)消費者(消費者, 消費者団体等)
- (2)生産者(農業生産者、漁業関係者)
- (3)食品営業者(食品製造・加工関係者、食品流通関係者)
- (4)学識経験者(研究機関、大学、食品衛生関係者)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。なお、委員長及び副委員長の選任は委員の互選による。

2 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において協議し定める。

付 則

この要項は、平成14年5月28日から施行する。

付 則

この要項は、平成16年1月21日から施行する。

付 則

この要項は、平成19年5月29日から施行する。

付 則

この要項は、平成22年7月6日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年6月8日から施行する。